

オンライン転出に伴う後期高齢者医療の手續等について

※ オンライン以外に郵送による届出も可能です。郵送による届出の場合は、届出書が必要となります。詳しくは、京都市保険年金課のホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294124.html>）をご確認ください。

1 後期高齢者医療の転出届

住民票のオンライン転出手続を行っていただければ、後期高齢者医療の転出届をご提出いただく必要はありません。

ただし、転出先が京都府外の他市町村の施設等の場合は、各区役所・支所の保険年金課にお申し出ください。

2 負担区分等証明書の発行（転出前の申請が必要です。）

市外に転出される際、転出先市町村で後期高齢者医療に加入手続をされるにあたり、速やかに被保険者証の交付を受けるためには、「負担区分等証明書」が必要となります。転出される前に、ご来庁の上、証明書の交付を受けていただくか、「負担区分等証明書交付申請書」を郵送で提出してください。

※ 郵送申請の場合は、申請後、証明書を転出前のご住所に送付します。

※ 京都市内の転居の場合、本証明書は不要です。

3 被保険者証、各種証（お持ちの方）の返還

下記表の証は、転出日以降お使いいただくことができません。返還が必要ですので、各区役所・支所の保険年金課へ郵送でご返還ください。

返還が必要な証

全員	<input type="checkbox"/> 被保険者証
お持ちの方	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証
	<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証

※ 各区役所・支所等の住所、電話番号は最後のページに記載しています。

※ 紛失した場合は手續不要です。

※ 転出日以降に、本市が交付した被保険者証を使って医療機関等を受診された場合は、後日、京都府後期高齢者医療広域連合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

4 保険料額の精算

納付いただく保険料は転出される月の前月分までとなり、転出手続をしていただいた翌月以降に、精算後の金額をお知らせいたします。

未納がある場合は、新たにお送りする納付書でお支払いいただき、払い過ぎが生じた場合は、別途お送りする還付請求に係る書類で手続きをしてください。

各区役所・支所 保険年金課

	住所	電話番号
北区役所	〒603-8511 北区紫野東御所田町 33-1	075-432-1257 (保険年金課資格担当)
上京区役所	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地	075-441-5130 (保険年金課資格担当)
左京区役所	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	075-702-1168 (保険年金課資格担当)
中京区役所	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川 町 521	075-812-2583 (保険年金課資格担当)
東山区役所	〒605-8511 東山区清水五丁目 130 の 6	075-561-9197 (保険年金課資格担当)
山科区役所	〒607-8511 山科区柳辻池尻町 14-2	075-592-3105 (保険年金課資格担当)
下京区役所	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路 町 608-8	075-371-7252 (保険年金課資格担当)
南区役所	〒601-8511 南区西九条南田町 1 の 3	075-681-3328 (保険年金課資格担当)
右京区役所	〒616-8511 右京区太秦下刑部町 12 番地	075-861-2032 (保険年金課資格担当)
右京区役所 京北出張所	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	075-852-1815 (保健福祉第一担当)
西京区役所	〒615-8522 西京区上桂森下町 25-1	075-381-7406 (保険年金課資格担当)
西京区役所 洛西支所	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	075-332-9297 (保険年金課資格担当)
伏見区役所	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2	075-611-1864 (保険年金課資格担当)
伏見区役所 深草支所	〒612-0861 伏見区深草向畑町 93 番地の 1	075-642-3809 (保険年金課資格担当)
伏見区役所 醍醐支所	〒601-1366 伏見区醍醐大構町 28	075-571-6568 (保険年金課資格担当)